

平成 22 年 10 月 1 日配付

農政環境常任委員会付託

ため池、農業用水路など老朽化した土地改良施設の保全・整備施策の充実を求める  
意見書提出の件

1 受理番号 第 134 号

2 受理年月日 平成 22 年 9 月 24 日

3 紹介議員 藤 原 昭 一 岸本 かずなお  
新 町 みちよ

4 請願の要旨

農業は、命の源である食料を国民に安定的に供給するとともに、農業生産を通じ豊かな自然環境の保全、農村文化の継承など多面的な役割を担っている。

農業生産と快適な農村生活を下支えしているのは、ため池、農業用水路を初めとする土地改良施設であり、主に昭和 40 年代から整備されたこれら施設は県内各所で老朽化、機能低下が見られ、営農に支障を及ぼすばかりか地域の安全・安心を脅かしており、それらの整備・保全是喫緊の課題である。

このような中、政府は本年 3 月末に「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、食料・農業・農村政策を国家戦略の一つとして位置づけ、「食」と「地域」の早急な再生を図ることとした。

しかし国は平成 22 年度予算において、ため池や農業用水等の整備・保全を行う

農業農村整備関係予算を対前年比 63.1%減と大幅に削減し、新たに創設された農山漁村地域整備交付金を加えても農業農村整備予算の削減は、地域農業を担う農業者の将来への不安を与え、安定した農業生産、農村地域の安全の確保に重大な影響をもたらすものである。

よって、地域の実情を十分に踏まえ、地域農業の持続的発展を図るため、下記事項を内容とする意見書を国に提出するよう要望する。

## 記

- 1 農業農村整備事業の大幅な予算縮減が行われたことにより、農業用水路などの施設機能が寸断され、農地の放棄が進み、ため池の決壊が危惧されるなど、地域農業の崩壊とともに地域の安全・安心が保たれなくなっている。これらの維持・保全が可能となるよう、平成 23 年度予算において十分な額を確保すること。
- 2 農山漁村地域整備交付金については、農業農村整備事業など事業の執行に支障が生じないよう、必要な予算を確保すること。